修善寺町外３町合併協議会　協議事項調整内容

修善寺町外３町合併協議会

協　議　事　項	新市建設計画について	関　係　項　目	
調　整　の　方　針	新市建設計画の策定方針は別紙のとおりとする。 なお、新市建設計画(案)の作成については、小委員会で協議のうえ、協議会で決定する。		

■　新市建設計画の策定方針

１．計画の趣旨

新市建設計画は、修善寺町，土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町の合併後の新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図ることにより４町の速やかな一体化を促進して、地域の発展と住民福祉の向上を図ろうとするものである。

２．計画の構成

「市町村合併の特例に関する法律」に基づき、合併協議会で策定する「まちづくり計画（新市将来構想及び新市建設計画）」について、おおむね次のような方針で臨むものとします。

（１）本計画は、修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町、中伊豆町の合併後の新市におけるまちづくり全般のマスタープランとなるものであり、本計画の実現を図ることにより、４町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上等を図るとともに、新市全体の均衡ある発展を目指すものである。
なお、新市の進むべき方向性については本計画の内容を引き継ぎ、より詳細かつ具体的事項については、新市において策定する基本構想及び基本計画に委ねるものとする。

（２）本計画は、新市（町）を建設していくための基本方針を実現するための主要事業、公共事業の総合整備の基本的な考え方及び財政計画を中心として、次のことがらについて留意して構成する。

ア、　本計画における主要事業、公共施設の総合整備の基本的考え方及び財政計画は、合併後おおむね１０年間について定めるものとする。

イ、　本計画の基本方針及び主要事業を定めるにあたっては、将来を展望した長期的視野にたつものとする。

ウ、　公共的施設総合整備の基本的考え方については、住民生活に急激な変化を及ぼさないように十分配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次整備していく考え方にたつものとする。

エ、　財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることもなく、新市（町）において健全な財政運営が行われるよう十分留意して決定するものとする。

修善寺町外３町合併協議会　協議事項調整内容

協　議　事　項	新市建設計画について	関　係　項　目	
調　整　の　方　針			

３．建設計画の期間
　建設計画の期間は、合併が行われた日の属する年度およびこれに続く１０年度とする。

４．計画策定の体制
　新市将来構想(案)および新市建設計画(案)の作成については、小委員会で協議のうえ、協議会で決定する。

５．新市建設計画等策定小委員会の設置
　別紙付属資料のとおり